

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	平成 31年 6月 13日
契約業者名	(株) オリエンタルコンサルタンツ
契約業者の住所	大阪府大阪市北区中之島3-2-18
業務の名称	阪神高速道路トンネルにおける部分安全係数設計法の適用に関する検討業務
業務場所	阪神高速道路(株)の指定する場所
業務種別	土木設計
業務概要	打合せ・資料作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式 他機関基準の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式 阪神高速基準における課題の抽出・・・・・・・・・・1式 試設計による比較検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式 設計基準改定のための基礎資料の作成・・・・・・・・1式 報告書作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式
業務期間(自)	平成 30年 9月 28日
業務期間(至)	平成 31年 8月 9日
契約金額	29,991,600 円
変更金額	2,376,000 円 増
変更後の契約金額	32,367,600 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

阪神高速道路トンネルにおける部分安全係数設計法の適用に関する検討業務 第1回変更

- ・シールドトンネルの併設影響に関して、部分安全係数の適用性を検討するため、阪神高速基準による試算と部分安全係数を適用した場合の試算を行う必要が生じたため、試算を行ったうえで比較検討を実施することを追加。
- ・「第7編開削トンネル仮設工」に関して、主要な設計項目に対して部分安全係数法による設計体系の適用性を新規に検討し、基礎資料の作成を追加。
- ・上記項目の追加に伴い、業務期間を延長。